

## 議会の請求に基づく監査結果の意見に係る対応状況

監査結果		意見1		意見2		意見3		意見4	
		【分割発注について】 不適切な分割発注による随意契約に該当しないかどうかについて、その確認が工事担当課以外でなされていないため、各所属においては、内部統制が機能するような体制を整える必要がある。		【業者選定について】 工事の確実な施工が求められる中で受注件数にある程度の差異が生じることはやむを得ないが、特定の業者が利益を受けることがないよう、また、業者選定に関し疑念を持たれないよう、発注者として公平かつ公正な事務の執行が求められる。 見積合わせの業者選定については、極端な偏りのないよう改善する必要がある。 施工実績の確認については、課内だけの実績に偏らず、全庁で共有するための仕組み作りと活用方法の検討をする必要がある。 親族関連企業のみによる見積合わせについては、公正性や競争性が失われる可能性があるため、見積選定業者数を増やすなどの改善が必要であり、これらに関しマニュアルやガイドライン等の作成を進め、工事発注に関する意識改革や基準の統一化を図る必要がある。		【一者随意契約について】 一者随意契約については、その契約形態（緊急性の判断、業者の選定等）に当たって、条件の明確化を図る必要がある。		【予算措置について】 中央卸売市場整備など大規模事業に関連する事業や地元対策事業については、当然に説明責任を果たす必要があり、予算措置の明確化、透明化が求められ、このことにより不当要求の抑止力につながることを念頭に置いて、適正な予算措置、執行に努められたい。	
担当部局等		対応状況	対応内容等	対応状況	対応内容等	対応状況	対応内容等	対応状況	対応内容等
財政局	財政課 (意見4) 契約課 (意見2、3)	該当なし	—	対応済	軽工事等における発注から契約にあたり留意する事項やその事務手順の基本的な指針となる「軽工事等の実施に係るガイドライン」を令和3年12月に策定した。また、令和4年5月に契約事務担当者を対象に実施した「契約制度研修」において軽工事等の契約事務についても研修を行い、所管課が実施する軽工事等の契約手続きの透明性と公正性が確保されるように努めている。	対応済	軽工事等における発注から契約にあたり留意する事項やその事務手順の基本的な指針となる「軽工事等の実施に係るガイドライン」を令和3年12月に策定した。また、令和4年5月に契約事務担当者を対象に実施した「契約制度研修」において軽工事等の契約事務についても研修を行い、所管課が実施する軽工事等の契約手続きの透明性と公正性が確保されるように努めている。	対応予定	重要案件については、全庁的に基準を設けて議会への説明を徹底し、より適正な予算執行に努める。

担当部局等		意見1 対応状況 及び 対応内容等		意見2 対応状況 及び 対応内容等		意見3 対応状況 及び 対応内容等		意見4 対応状況 及び 対応内容等	
市民局	市民活動推進課 (教育委員会事務局生涯学習課から業務を引き継ぐ)	対応済	技術職員がいないため、工事の実施について、営繕課等と協議している。また、不適切な分割発注に該当していないかを判断するため、課内での複数人によるチェック体制を整える。	対応済	「軽工事等の実施に係るガイドライン」に従い適正な事務執行を行っていく。	対応済	「軽工事等の実施に係るガイドライン」に従い適正な事務執行を行っていく。	対応済	大規模事業を実施する際には、事業の必要性や内容・効果等について精査を行うとともに、予算決算委員会や地元説明会において丁寧な説明を行い、引き続き適正な予算措置、執行に努めていく。
	住民窓口センター	対応済	発注に際しては、決定過程における課内での複数人によるチェック体制を構築しているが、今後も内部統制が機能する体制の確保に努める。						
	生涯現役推進室	対応済	軽工事等の発注にあたっては、担当者間でのダブルチェックにより、経費の積算、随意契約の妥当性、要件等を十分に確認したうえで決裁権者が決裁し、不適切な分割発注とならないよう事務処理を行う。						
健康福祉局	地域包括支援課	該当なし	—	対応済	軽工事等の実施に係るガイドラインに沿って適切な事務を行う。	該当なし	—	該当なし	—
こども未来局	こども総務課	対応済	軽工事等に係る基本的な指針となる財政局ガイドライン及び内部統制に係るリスク評価シート等を活用し、適正な事務を行う。 あわせて、事務主担当者以外の複数の担当者で、当該事務の適正な運用が行われているか確認を行う。	対応済	軽工事等における見積もり方法や業者選定の考え方などの基本的な指針となる財政局ガイドライン等に基づいて適正な事務を行う。	対応済	軽工事等における見積もり方法や業者選定の考え方などの基本的な指針となる財政局ガイドラインに基づいて適正な事務を行う。	該当なし	—
観光スポーツ局	スポーツ振興室	対応済	不適切な事務処理防止の精度を高めるため、工事発注決裁時に意図的な分割発注による随意契約となっていないか等、直接に関与していない職員で確認するなどチェック機能を強化している。 また、適正な事務手続きによる公共工事の実施について強く意識するよう、多くの職員が契約制度研修等に積極的に参加し、研修内容をスポーツ振興室内でフィードバックすることで、職員全員の意識向上を図っている。	対応済	契約課において、軽工事等におけるガイドラインが策定され、スポーツ振興室でも当該ガイドラインに基づいたガイドラインを策定した。 策定後は、担当職員全員を対象とした研修等で速やかにガイドラインの内容を周知し、適正な事務執行に努めている。	該当なし	—	該当なし	—

担当部局等		意見1 対応状況 及び 対応内容等		意見2 対応状況 及び 対応内容等		意見3 対応状況 及び 対応内容等		意見4 対応状況 及び 対応内容等	
産業局	農林整備課	対応済	軽工事の発注時には、意図的な分割発注による随意契約となっていないか等について、チェックリストによる確認を行い、直接関与していない職員を含めて確認するなど、チェック体制を整えている。	対応済	契約課で策定されたガイドラインに基づき、軽工事等の適正な事務執行に努めている。	対応済	契約課で策定されたガイドラインに基づき、軽工事等の適正な事務執行に努めている。	対応済	大規模事業を実施する際には、関連事業や地元対策事業も含めた総事業について、事業の必要性や内容、効果等について精査を行い、透明化を図ることで、適切な予算執行に努める。 なお、全庁的な基準が設けられるのであれば、基準に基づく対応に努める。
	中央卸売市場								
都市局	住宅課	対応済	不適切な分割発注による随意契約に該当しないかどうかについて、契約過程において課内で確認を行っている。また、内部統制制度の取組である「リスク評価シート」に位置付け、さらに内部統制が機能する体制を整えている。	対応済	見積合わせの業者選定については、極端な偏りが生じないように、課内で十分確認を行っている。今後も、契約課が作成したガイドラインに従い、適切な事務執行を行う。	対応済	一者随意契約については、疑義等が生じることがないように、課内で十分確認を行っている。今後も、契約課が作成したガイドラインに従い、適切な事務執行を行う。	対応済	大規模な事業の実施においては、契約の締結に当たり議会へ説明を行い、適切に予算執行している。今後も措置された予算に基づき、適切な予算執行に努める。
	鉄道駅周辺整備課 (旧鉄道駅周辺整備室)	対応済	不適切な分割発注による随意契約に該当しないかどうかについて、内部統制制度の取組である「リスク評価シート」にも位置付けており、不適切な行為を行わないよう、定期的に課内で周知・確認し、内部統制が機能する体制を整えている。						
建設局	道路保全課	対応済	課内での軽工事の発注状況を管理するため「軽工事発注状況一覧」を作成し、当該資料を用いて局内会議の場で定期的に所属長が発注状況を説明することで、担当課以外の者が発注の妥当性について確認できるよう取り組んでいる。	対応済	令和3年12月に契約課が策定した「軽工事等の実施に係るガイドライン」について、課内研修を実施し内容の周知徹底を図るとともに、当該ガイドラインに基づき業者選定事務を行っている。 また、課内で「軽工事発注状況一覧」を作成し、当該資料を用いて局内会議の場で定期的に所属長が発注状況を説明することで、担当課以外の者が業者選定の妥当性について確認できるよう取り組んでいる。	対応済	令和3年12月に契約課が策定した「軽工事等の実施に係るガイドライン」について、課内研修を実施し内容の周知徹底を図るとともに、一者随意契約を検討する際には、当該ガイドラインに基づきより慎重な判断に努めている。 また、課内で「軽工事発注状況一覧」を作成し、当該資料を用いて局内会議の場で定期的に所属長が発注状況を説明することで、担当課以外の者が業者選定の妥当性について確認できるよう取り組んでいる。	対応済	大規模事業や地元対策事業を実施する際には、事業の必要性や内容、効果、事業費等について精査するとともに、事業化にあたっては議会に報告するなど説明責任を果たしながら、適正な予算執行に努めている。
	長寿命化対策課								
	街路建設課								
	道路建設課								
	公園整備課								
	河川管理課 (旧下水道局)								
	河川整備課 (旧下水道局)								

担当部局等		意見 1 対応状況 及び 対応内容等		意見 2 対応状況 及び 対応内容等		意見 3 対応状況 及び 対応内容等		意見 4 対応状況 及び 対応内容等	
上下水道局 (旧下水道局、旧水道局)	水道整備課 (旧建設課)	該当なし	—	対応済	令和3年12月に契約課が策定した「軽工事等の実施に係るガイドライン」に基づき適正な事務執行を行う。 令和4年度より、軽工事等の契約方法及び業者選定について、四半期ごとに幹部による総点検を実施する。	対応済	令和3年12月に契約課が策定した「軽工事等の実施に係るガイドライン」に基づき適正な事務執行を行う。 令和4年度より、軽工事等の契約方法及び業者選定について、四半期ごとに幹部による総点検を実施する。	対応済	大規模事業に関連する事業や地元対策事業については、事業の内容や必要性、効果を議会に説明するなど、予算措置の明確化、透明化を図り、適切な予算措置、執行に努める。
	浄水課							該当なし	—
	下水道管理センター	対応済	本来入札が必要な工事を分割し、軽易な工事として随意契約を行うことが不適切な事務処理であることを十分に認識し、局内会議等において周知徹底を行っている。 令和3年6月以降、契約課によって軽工事等契約状況が市のホームページにおいて公表されることになり、軽工事等の契約内容の透明性の確保に向けた取組が進んでいることから、改めて適正な事務手続により公共工事を実施することを強く意識している。 令和4年度より、軽工事等の契約方法及び業者選定について、四半期ごとに幹部による総点検を実施する。					対応済	対応済
上下水道サービス課 (意見3) 下水道整備課 (意見1～4)  (旧下水道整備室)									

担当部局等		意見 1 対応状況 及び 対応内容等		意見 2 対応状況 及び 対応内容等		意見 3 対応状況 及び 対応内容等		意見 4 対応状況 及び 対応内容等	
消防局	総務課	対応 済	姫路市消防局業者等審査委員会のメンバーにより、事業実施前に事業の必要性や内容及び契約方法等について、精査しています。	対応 済	消防局では平成28年11月1日に「姫路市消防局業者等審査委員会要綱」を制定し、消防局が行う業務委託、工事及び車両の購入に係る業者選定等について、委員会にて審議することにより契約事務の適正かつ合理的運営を図っています。  [委員会の審議事項] ① 業務委託に係る指名競争入札に参加させる者の選考基準 ② 発注予定額が10万円以上1,000万円未満の業務委託（予定価格50万円を超えるものを除く工事に関する設計等）の契約方法、指名競争入札参加者、随意契約の相手方及び見積書を徴取する者の選考に関すること。 ③ 発注予定額が130万円未満の工事の契約方法並びに随意契約の相手方及び見積書を徴取する者の選考に関すること。 など	対応 済	「軽工事等の実施に係るガイドライン」に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、発注前には、姫路市消防局業者等選定委員会において、その契約形態（事業実施の判断、業者選定等）について審議しております。	対応 済	姫路市消防局業者等審査委員会のメンバーにより、事業実施前に事業の必要性や内容等について、精査するとともに、予算化にあっても、関連事業を含めた総事業について、必要性や内容を協議し、予算執行の透明化・明確化を図っています。 また、今後、全庁的な基準等が示された場合は、これまでの局内の審査委員会での検討に加え、全庁的なルールを順守し、適正な予算措置・執行に努めます。
教育委員会事務局	学校施設課	対応 済	不適切な分割発注に該当していないかを判断するため、課内での複数人によるチェック体制を整える。	対応 済	契約課が策定したガイドラインに基づき、見積もり合わせの業者が極端に偏ることがないように、適正な事務執行を行う。	対応 済	契約課が策定したガイドラインに基づき、緊急性の判断、業者の選定等について、条件をより明確にし、適正な事務執行を行う。	対応 済	大規模事業を実施する際には、事業の必要性や内容、効果等について精査するとともに議会に報告するなど、予算措置の明確化・透明化を図ることで適切な予算執行に努める。

令和4年4月1日付けの組織改正により、以下のとおり担当部局等の変更があった。

- ・ 鉄道駅周辺整備室は鉄道駅周辺整備課に名称変更
- ・ 水道局は上下水道局に統合
- ・ 下水道局は上下水道局に統合
- ・ (水道局) 建設課は水道整備課に組織改正
- ・ 下水道整備室は上下水道サービス課及び下水道整備課に組織改正
- ・ 河川部 (河川管理課及び河川整備課) は下水道局から建設局に移管
- ・ 教育委員会事務局生涯学習課業務 (一部) を市民局市民活動推進課に移管